

埼玉県公共事業事前評価実施要綱

(趣旨)

第1条 公共事業事前評価は、新たに事業費の予算化の要望を行おうとする公共事業について事前に評価を行うことにより、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性をより一層高めることを目的とする。

本要綱は、公共事業事前評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前評価の対象とする事業の範囲)

第2条 農林部、県土整備部及び都市整備部（以下「関係各部」という。）が実施する次の各号に該当する公共事業のうち、維持管理、復旧等に係る事業を除く全ての事業（以下「対象事業」という。）を事前評価の対象とする。

- 一 農林水産省及び国土交通省（以下「国」という。）の補助事業（以下「補助事業」という。）
- 二 前号に掲げるものを除く、県が事業主体となる全体事業費10億円以上公共事業（交付金事業含む）（以下「単独事業」という。）。ただし、交付金事業のうち、国が学識経験者等の第三者から構成される委員会の意見を求める事業については事業費の額に関わらず対象とすることができる。

(事前評価を実施する事業)

第3条 対象事業のうち事前評価を実施する事業（以下「実施事業」という。）は、次の各号に掲げられている事業のうち、国が学識経験者等の第三者から構成される委員会の意見を聴くことを求める事業（以下「国が求める事業」という。）、又は工法等が特殊な事業、県民の関心が高い事業その他の事業で、事前評価の必要性が高い事業とする。

- 一 事業費を予算化しようとする事業
- 二 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業。ただし、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等の大規模な事業で、事業採択（事業費の予算化をいう。）前の準備・計画段階で着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

(事前評価結果及び対応方針等の決定)

第4条 事前評価を行おうとする各事業課は、実施事業を決定し、事前評価に係る資料の作成を行うとともに、対応方針（案）を作成し関係各部の公共事業評価検討会議（以下「検討会議」という。）に諮るものとする。

- 2 検討会議は、対応方針（案）について審査するとともに、埼玉県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）に意見を求め、委員会から意見の具申があったとき

は、これを最大限尊重して、対応方針を決定する。

- 3 決定時期は、事業実施に向けた国又は県の予算要求など、評価を活用するために適切な時期までに行うものとする。
- 4 各事業課は、検討会議から対応方針（案）等について、修正等の指示があった場合は、速やかに対応し、必要に応じて、その結果を検討会議へ報告するものとする。
- 5 各事業課は、事務を円滑に行うため、公共事業事前評価作業部会を設けることができる。

（事前評価結果及び対応方針等の公表）

第5条 県は、事前評価の結果及び対応方針等を、結論に至った経緯や事前評価の根拠等とともに公表する。

- 2 前項の公表を行う時期は、実施事業の予算が成立した後とする。ただし、補助事業については、国における新規事業採択時評価の結果等の公表時期、また交付金事業については、社会資本総合整備計画等の公表時期と調整を図った上で行うものとする。

（評価手法）

第6条 事前評価の評価手法は、次の各号によるものとする。

- 一 国が求める事業については、国が策定した評価手法を用いる。ただし、事業の特殊性等によりこれらの評価手法の採用が困難な場合には、国と評価手法を協議の上、事前評価を実施するものとする。また、その他必要に応じて、評価項目を加えることができるものとする。
 - 二 国が求める事業以外の事業については、国が策定した評価手法に準ずる。ただし、事業の特殊性等によりこれらの評価手法の採用が困難な場合には、別に定める細目により事前評価を実施するものとする。また、その他必要に応じて、評価項目を加えることができるものとする。
- 2 別に定める細目の視点は、次の各号に定めるものとし、事業種別ごとに事業の特性に応じた評価の項目及び内容を設定するものとする。
 - 一 事業効果（費用対便益等による評価）
 - 二 波及的効果（貨幣換算することが困難な効果・影響等による評価）
 - 三 実施環境（事業の実行性（必要な手続が行われているか）、技術的難易度等による評価）

（公社への指導）

第7条 各事業課は、公社が行う対象事業の調査及び事前評価に関する資料作成等について必要に応じ指導を行うものとする。

（公社の対応）

第8条 事前評価を実施する公社は、県に準じて委員会を設置し意見を聴取するとともに、実施事業に関する対応方針を決定した上で実施事業を所管する県の事業課へ報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公社は、自ら委員会を設置することが困難であると県が認めた場合に限り、実施事業を所管する県の事業課を経由して県の委員会へ意見を求めることができるものとする。

(実施事業以外の事業)

第9条 この要綱は、事業課が実施事業以外の事業についてする事前評価の実施を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事前評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年9月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。